全Ｌ協保安・業務Ｇ８第１４３号
令和８年９月１５日

正　会　員　各　位

(一社)全国ＬＰガス協会

「生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（案）」に対する
意見募集について　（お知らせ）

標記につきまして、経済産業省 経済産業政策局において、下記のページにて意見募集を行っておりますので、お知らせいたします。

本件は、人口減少や高齢化が進む地域において、ＬＰガスなどのエッセンシャルサービス（生活に欠かせないサービス）を安定して提供し続けられるようにするため、令和８年８月３日に開かれた地域生活維持政策小委員会（第５回）にて「認定エッセンシャルサービス制度」の創設とともに審議されました。

指針案では計画期間を５年と想定し、地域の事業者が経営の見直しや事業の幅を広げる取り組みを計画としてまとめ、国の認定を受ければ資金支援や手続きの特例を受けられる仕組みを示しています。

今回の意見募集について、ご意見がある場合は、意見公募要領(令和８年１０月８日締切)に基づき、同省へ直接ご提出いただきますようお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

記

【意見公募：経済産業省ホームページ掲載アドレス】

https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595320026&Mode=0

以　上

発信手段：Ｅメール
担当：保安・業務グループ　岩田、橋爪

「生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（案）」
に対する意見公募要領

令和８年９月９日
経済産業省経済産業政策局
生活維持物品役務需要減等対策室

１．意見公募の趣旨・目的・背景

令和８年５月 29 日に成立した「経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の一部施行に伴い、「生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針」を定めることとしました。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない意見を下さいますようお願い申し上げます。

２．意見公募の対象

・「生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（案）」

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

（２）窓口での配布

経済産業省経済産業政策局生活維持物品役務需要減等対策室
（東京都千代田区霞が関　経済産業省本館６階）

４．意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和８年９月９日（水）～令和８年１０月８日（木）必着

５．意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」（https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public）の意見提出フォームからご提出ください。

（２）郵送

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒１００－８９０１
東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省経済産業政策局生活維持物品役務需要減等対策室
パブリックコメント担当　あて

（３）電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアド

レス宛てにお送り下さい。
メールアドレス：　bzl-es-publiccomment@meti.go.jp
（電子メールの件名を「生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（案）」に対する意見」として下さい。）
※　電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

６．その他

皆様からいただいた意見については、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

提出いただきました意見については、氏名（法人又は団体の場合は名称）、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報については、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

経済産業省経済産業政策局生活維持物品役務需要減等対策室　パブリックコメント担当　宛

「生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針（案）」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［電子メールアドレス］	

［御意見］

・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。）

・意見内容

・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）

○農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第　号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百四十条の二第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針を次のように定め、経済社会情勢の変化を踏まえた企業の事業活動の持続的な発展を図るための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二十九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和　年　月　日）から施行する。

令和　年　月　日

農林水産大臣　名

経済産業大臣　名

国土交通大臣　名

生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に関する指針

1　生活維持物品役務需要減等事業適応の促進の意義及び目標その他の生活維持物品役務需要減等事業適応

に関する基本的事項

一　生活維持物品役務需要減等事業適応の促進の意義

人口の減少又は少子高齢化の進展その他の経済社会情勢の変化に伴い、生活の維持に必要な物品又は物品の輸送、旅客輸送その他の役務（以下「生活維持物品役務」という。）の需要の減少又は供給の不足（以下「生活維持物品役務需要減等」という。）が生じている。特に、少子高齢化の進展により生産年齢人口の減少が加速する中で事業の担い手が著しく不足し、また、人口の減少又は少子高齢化の進展に伴う需要の減少により採算をとることが困難になると見込まれる。その結果、生活維持物品役務を供給する民間事業者は、事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の廃止を余儀なくされ、地域における当該生活維持物品役務の供給に著しい支障が生じるおそれがある。

こうした状況を踏まえ、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下「法」という。）において、事業者が、生活維持物品役務需要減等に対応して、その事業の合理化、多角化、又は広域化そ

の他の事業の効率化を目指して行う事業の全部又は一部の変更を「生活維持物品役務需要減等事業適応」として定義し、これに取り組む事業者に対して必要な支援措置を講じるとともに、こうした事業者に対する支援体制の整備を促進することで、生活維持物品役務の需給の安定を通じた地域の産業の担い手の確保その他の事業者の活力の再生を図る必要がある。

二　生活維持物品役務需要減等事業適応の促進の目標

行政庁が法第百四十条の三第五項の規定に基づき、同条第一項の認定をするに当たっては、生活維持物品役務需要減等事業適応の実施期間（産業競争力強化法施行規則（平成三十年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第四十六条の二第五項に規定する実施期間をいう。）の終了の日を含む事業年度（以下「計画終了年度」という。）以前において生活維持物品役務需要減等事業適応計画（法百四十条の三第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応計画をいう。以下同じ。）に従って生活維持物品役務需要減等事業適応を実施す

ることにより、当該事業適応を実施する事業者単位の計算において、次のイ及びロのいずれにも適合することと又はこれと同等以上の生活維持物品役務を供給する事業の持続性の確保に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ　計画終了年度における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となることが見込まれること。

ロ　計画終了年度において、債務超過の状態にないことが見込まれること。

三　その他の生活維持物品役務需要減等事業適応に関する基本的事項

イ　生活維持物品役務を供給する事業

生活維持物品役務を供給する事業は、第三次産業であって次に掲げるいずれかの事業として別表の業種欄に掲げる業種に該当し、その事業の全部又は一部において生活の維持に日常的に必要な物品又は役務の供給を行うものをいう。

①　物品を供給する事業

② 物品を輸送する事業

③ 人を輸送する事業

④ その他の役務を提供する事業

ロ 生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合

生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合は、次に掲げるいずれかの場合として、認定の申請の時において別表の業種ごとの基準欄に掲げる業種ごとの基準に適合する場合を基本とし、行政庁が当該事業の特性、当該事業を行う地域の特性その他の事情を勘案して、事業者が生活維持物品役務需要減等事業適応を実施することが必要であると認める場合をいう。

① 地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の物品又は役務の供給を確保することが著しく困難であり、又は著しく困難となるおそれがあるとき

② 事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品又は役務の供給を確保することが著しく困難であり、又は著しく困難となるおそれがあるとき

2 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な事業の効率化その他の生活維持物品役務需要減等事業適応の内容に関する事項

一 生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な事業の効率化

生活維持物品役務需要減等事業適応の実施に必要な事業の効率化は、生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合において、生活維持物品役務の需要に応ずるために必要な供給能力の維持のため事業の適正かつ合理的な運営を確保するものであって、生活維持物品役務を供給する事業の持続性の確保に資するものをいい、例示すると、おおむね次のとおりである。ただし、事業者の創意工夫によりこの他にも多様な取組が想定されることから、次に掲げる事項に限られるものではない。

イ　合理化

生活維持物品役務の新たな供給の方式の導入又は設備の能率の向上を行うこと。

ロ　多角化

新たな事業の分野への進出を行うものであって、新たな事業を現に行う事業と組み合わせて一体的に行い、その全部又は一部で生活維持物品役務を供給すること。

ハ　広域化

新たな地点において生活維持物品役務の供給を行うこと（より広範囲の地域に居住する者が利用すると見込まれる場合に限る。）又は複数の地点において生活維持物品役務を供給するために必要な機能の統合を行うこと。

二　生活維持物品役務需要減等事業適応の認定要件に関する事項

イ　生活維持物品役務需要減等事業適応計画の円滑かつ確実な実施

法第百四十条の三第五項第二号の生活維持物品役務需要減等事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであることとは、申請を行う事業者が当該申請に係る計画に定める事業を適確に遂行するに足る能力を有し、かつ、当該計画の実施に必要な資金の調達が困難なものでないこととする。

ロ　持続的なものと見込まれるもの

法第百四十条の三第五項第三号の生活維持物品役務需要減等事業適応の実施による効率化が、当該生活維持物品役務需要減等事業適応計画に係る事業の属する事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであることとは、当該生活維持物品役務需要減等事業適応により達成する効率化が一過性のものではないことが見込まれることをいい、加えて、第一項第二号に規定する目標の達成が見込まれることとする。

3　生活維持物品役務需要減等事業適応の支援体制の整備に関する事項

一　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の内容に関する事項

生活維持物品役務需要減等事業適応を実施する事業を支援するため、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務（法百四十条の二十八第一項に規定する生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、税務、金融及び企業の財務又は生活維持物品役務に関する専門的な知識を有し、生活維持物品役務を供給する事業者に対する支援に関し、三年以上の実務経験を有している者により、次に掲げる業務を行うこととする。

イ　生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする者の財務状況、事業分野ごとの将来性、キャッシュ・フロー見通し、経営資源の内容、財務内容その他経営の状況に関する調査・分析

ロ　前号の調査・分析の結果等に基づく生活維持物品役務需要減等事業適応計画の策定に係るきめ細かな指導及び助言並びに生活維持物品役務需要減等事業適応計画に基づく取組の促進

ハ　生活維持物品役務需要減等事業適応計画を円滑に実施するためのきめ細かな指導及び助言（前号に

掲げる業務を除く。）

二　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制に関する事項

認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関（法第百四十条の二十八第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）は生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たり、次に掲げる事項に留意し、必要な体制の整備に努めること。

イ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者が法人である場合にあっては、その行おうとする生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な組織体制（管理組織、人的配置等）及び事業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していること。

ロ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者が個人である場合にあっては、その行おうとする生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を長期間にわたり継続的に実施するために必要な事

業基盤（財務状況の健全性、窓口となる拠点、適切な運営の確保等）を有していること。

ハ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者は、自らの規模・特性等を踏まえ、適切な生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施体制を整備すること。

ニ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者が中核となって、人材管理の適切な実施等を通じ、自らの監督と責任の下に下部組織等を活用して、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を実施する体制を有していること。

三　生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たって配慮すべき事項

イ　国が配慮すべき事項

①　国は、地域における生活維持物品役務を供給する事業者の支援の担い手を多様化・活性化し、生活維持物品役務を供給する事業者に対して専門性の高い支援を行うための支援体制の充実を図るものとする。

② 国は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者に対して、当該支援業務の円滑な実施に向けて、必要な制度概要等の周知徹底に努めるものとする。

③ 国は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う者が認定の申請を行う際に必要となる書類の簡素化に努めるものとする。

④ 国は、形骸化した生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を行う認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が生じぬよう、その業務の適正性を確保する観点から、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が行う生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の内容について、商工会等から必要に応じ、主務大臣に報告できるよう報告体制を整備するものとする。

⑤ 国は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対して、政策評価の観点から、定期的に生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施状況や成果について、任意の調査等を実施するものとする。

⑥　国は、商工会等からの報告内容、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関に対する任意の調査等の結果、個々の認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関等の特性、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者からの意見等を踏まえ、必要に応じ、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の成果について報告を求める等により、当該認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関による支援業務の実施状況等を把握するものとする。

⑦　国は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の最新の活動実態等を把握し、生活維持物品役務需要減等事業適応を実施しようとする者が各認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の実績や支援事例を把握し、適切な指導及び助言を行う認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関を選定できるよう情報提供を行う。

ロ　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関が配慮すべき事項

① 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を実施した生活維持物品役務を供給する事業者に対して、当該業務の実施後においても、必要に応じて、支援のフォローアップを実施すること。また、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は生活維持物品役務を供給する事業者に対し、補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の申請に係る支援を実施した場合は、補助事業期間（当該補助事業の実施期間をいう。）及びその後の一定期間において、当該事業者の事業の遂行についてのフォローアップを着実に実施すること。

② 認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たって、合理的な理由なく、特定の事業者を支援対象から外すことのないようにすること。

③　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の円滑な実施の観点から、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関相互の連携を図るとともに、外部支援機関（独立行政法人中小企業基盤整備機構、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十三条第二項に規定する認定情報処理支援機関等）等が持つ知見を活用し、必要に応じてこれらの者と連携を図ること。

④　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、業務上知り得た秘密の保持による信頼の確保を図ること。

⑤　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、生活維持物品役務を供給する中小企業等に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、生活維持物品役務を供給する中小企業等が作成する計算書類等の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが、生活維持物品役務を供給する中小企業等の財務経営力の強化に資すると判断する場合に

は、生活維持物品役務を供給する中小企業等に対し、「中小企業の会計に関する基本要領（平成２４年２月１日中小企業の会計に関する検討会）」、「中小企業の会計に関する指針（平成１７年８月１日日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所、企業会計基準委員会）」その他の会計ルールに拠った信頼性のある計算書類等の作成及び活用を推奨すること。

（注１）「中小企業の会計に関する基本要領」とは、中小企業の多様な実態に配慮し、その成長に資するため、中小企業が会社法（平成十七年法律第八十六号）上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記等を示すものである。

（注２）「中小企業の会計に関する指針」とは、中小企業が、計算書類の作成に当たり、拠ることが望ましい会計処理や注記等を示すものである。

⑥　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たって、「ローカルベンチマーク」の指標をはじめとした財務及び非財務の基本

事項について生活維持物品役務を供給する事業者と認識を共有し、必要な支援策を実施するとともに、生活維持物品役務を供給する事業者が「ローカルベンチマーク」を活用することを促すこと。

（注）「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等と支援機関が、企業の経営状態を把握し、互いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率、営業運転資本回転期間及び自己資本比率）並びに商流・業務フロー及び四つの視点（経営者、関係者、事業及び内部管理体制）に係る非財務情報から構成される。

⑦　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たって、「事業承継ガイドライン」及び「中小Ｍ＆Ａガイドライン」を踏まえて、生活維持物品役務を供給する中小企業等に対して、Ｍ＆Ａを通じた第三者への事業引継ぎを含む計画

的な事業承継に向けた取組を促すことにより、生活維持物品役務を供給する中小企業等の事業承継を契機とした事業の効率化を支援すること。

（注１）「事業承継ガイドライン」とは、中小企業等が円滑に事業承継を行うための手引きである。事業承継計画の策定に当たっての留意点や、親族内承継、従業員承継、合併、買収による承継等の事業承継方法ごとの具体的な対策等について記載している。

（注２）「中小Ｍ＆Ａガイドライン」とは、後継者不在の中小企業等の適切なＭ＆Ａの促進を図るための指針である。一般的な手続の流れの解説等を含む後継者不在の中小企業等向けの手引きと、Ｍ＆Ａ専門業者の行動指針の策定等を含む支援機関向けの基本事項から構成される。

⑧　認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関は、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務の実施に当たって、経営課題の解決に偏ることなく、経営課題を適切に設定することも意識し、対話を通じて経営課題及びその経営課題を解決するための方策に対する経営者等の理解を促進する

ことにより、生活維持物品役務を供給する事業者の自発的な事業の効率化を促すこと。

⑨　商工会及び商工会議所が認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関として、生活維持物品役務を供給する小規模事業者に対して、生活維持物品役務需要減等事業適応支援業務を実施する場合は、地域の実情に応じて、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）に基づく「経営発達支援計画」に位置付けられた当該支援業務の内容も踏まえ、計画的かつ継続的な支援の実施を図ること。

ハ　独立行政法人中小企業基盤整備機構が配慮すべき事項

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の依頼に応じて、中小企業に共通する経営課題等に関する情報提供や講習会の開催等の協力業務を行うこと。

4　その他生活維持物品役務需要減等事業適応に関する重要事項

一　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会に関する基本的な事項

イ　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会に関する事項

生活維持物品役務は、その対象となる業種が幅広く、多様な事業者によって事業が実施されることが期待され、生活基盤を維持するための地域に密着した事業である。そのため、地域の実情、業態特性や固有の事情等を把握している商工会、商工会議所等、金融機関、協同組合連合会その他産業団体等が持つそれぞれの知見を活用した支援が必要である。

そうした支援の更なる充実に向けては、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関をはじめとするそれぞれの機関が持つ知見やノウハウを共有した上で、連携した支援が行われることが望ましく、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）が主体となる協議会の組織が有効である。

①　生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員

生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員については、都道府県及び市町村、商工

会又は商工会議所、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関、認定支援機関のほか、当該都道府県又は市町村が必要と認める者を選任することとする。

都道府県又は市町村が必要と認める者については、金融機関、協同組合連合会、産業団体、生活維持物品役務を供給する事業者、近隣の都道府県又は市町村、地方支分部局等の主体が考えられ、地域の実情を踏まえて選任するものとする。

また、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会の構成員は後から追加して選任することも可能であり、議論の状況に応じて、適切な者を選任するものとする。

② 生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会における協議

生活維持物品役務需要減等事業適応事業者への支援体制が早期に構築され、地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組が、適切かつ効果的に実施されるようにするため、協議開始後三年以内を一つの目安とする合理的な期限内に、構成員が合意の上、支援方針

を策定すべきであり、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会における初回の協議において、これを確認することを基本とする。なお、合理的な期限内に結論が出ない場合でも、真摯な協議が行われている場合にあっては、協議を打ち切ることなく丁寧な合意形成に努めるべきである。

ロ　支援方針に関する事項

①　支援方針の記載事項

生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会において協議が調ったときは、法第百四十条の三十六第一項の規定に基づき、支援方針を策定することとなるが、その記載事項については、おおむね以下に定めるところによるものとする。

（1）地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に関する基本的な事項

支援方針においては、構成員において十分に協議した上で、生活維持物品役務需要減等事業適

応の促進のため取組の実施方法を記載するものとする。なお、構成員の合意に基づかない支援方針の策定は行わないことは言うまでもなく、いずれの実施方法においても、都道府県及び市町村、認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関を含めた構成員は、その実現に最大限協力すべきである。

（2）地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施主体に関する事項

支援方針に定められた地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組に必要となる実施主体の検討に当たっては、まず、実施されるべき生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の全体像を示すことが重要である。

その際には、新たに実施する取組だけでなく、既存の調査・分析や支援といった継続的な取組も可能な限り網羅的に示すことが望まれる。

生活維持物品役務に関するニーズや課題は多種多様であることから、その取組に当たっては、地域の多様な関係者が連携と協働を行い、地域の実情に応じ創意工夫を凝らして、役割を明確にし、促進のための取組を実施していくことが重要である。

（3）地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施時期

生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の実施時期は、地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組が、適切かつ効果的に実施されるようにするため、生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の目標として定める内容や地域の実情等を踏まえて、構成員が合意の上、合理的な範囲内で設定すべきである。

（4）地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の達成状況の評価に関する事項

地域の実情に応じた生活維持物品役務需要減等事業適応の促進のための取組の達成状況の評価

の方法としては、支援方針に定めた実施方法と実績を比較して行うことが考えられる。評価に当たっては、生活維持物品役務需要減等事業適応事業者をはじめとする事業者等に、丁寧に意見を聴くことが望ましい。

生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会は、支援方針に定められた施策の実施状況に関する調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき、構成員が議論を行った上で必要と認めるときは、当該施策の内容を変更することが望ましい。

② 関係地方公共団体及び関係のある認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関への意見聴取

支援方針の策定に当たっては、必要に応じて、関係する地方公共団体及び関係のある認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関の意見を聴いて議論していくべきであり、具体的には、生活維持物品役務需要減等事業適応支援協議会におけるヒアリング等の措置が考えられ、地域の実情に応じて適切に対応していくことが重要である。なお、関係する地方公共団体及び関係のある認定生

活維持物品役務需要減等事業適応支援機関としては、近隣の市町村や協議会を組織した都道府県又は市町村で支援業務を行う認定生活維持物品役務需要減等事業適応支援機関等が想定される。

二　その他生活維持物品役務需要減等事業適応に関する重要事項

イ　生活維持物品役務需要減等事業適応に係る資金調達の円滑化を支援するに当たっての配慮

主務大臣は、認定生活維持物品役務需要減等事業適応事業者に対して、適切かつ確実に金融支援が実施されるように、他の主務大臣及び株式会社日本政策金融公庫と密接に連携することとする。

ロ　行政庁が法第百四十条の三第五項の規定に基づき認定を行うに当たっては、生活維持物品役務需要減等事業適応計画の認定申請を行った事業者が次のいずれにも該当しないことを認定の要件とする。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この①において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（②及び③において「暴力団員等」という。）

② 法人であって、その役員のうちに暴力団員等があるもの

③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

ハ 適切な個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）における個人情報取扱事業者に該当する事業者が、生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）に沿って、業務上取り扱う個人情報の安全管理措置を改めて徹底する必要がある。

ニ 適切な情報セキュリティ対策の実施

事業者が保有する顧客の個人情報や重要な技術情報等を狙うサイバー攻撃は増加傾向にあり、その手口も巧妙化している背景を踏まえ、事業者が生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するに当たっては、情報セキュリティポリシーの策定や不正アクセス防止に向けた対応策の確立など、組織面

及び技術面での情報セキュリティ対策を適切に実施していることを再確認しなければならない。

ホ　対外経済環境の変化を踏まえた対応の実施

事業者は、我が国を取り巻く対外経済環境が不確実性を増している状況を再認識し、特に我が国産業の基盤となる分野におけるレジリエンスの必要性を意識した上で、生活維持物品役務需要減等事業適応を実施するよう努めなければならない。

5　備考

一　第一項第二号の計算方法は、次のとおりとする。

イ　経常収入

経常収入＝売上高＋営業外収益―売上債権増加＋前金増加＋前受収益増加―未収入金増加―未収収益増加

ロ　経常支出

経常支出＝売上原価＋販売費及び一般管理費＋営業外費用＋棚卸資産増加－仕入債務増加－減価償却費＋前渡金増加＋前払費用増加－貸倒引当金増加－未払金増加（未払い税金含む。）－未払費用増加－引当金増加（特別損益の部において繰入れ又は取崩しが行われる引当金を除く。）

二　前号イ及びロの「増加」とは、前事業年度末から当該事業年度末にかけての増加額（減少した場合は当該減少額にマイナス一を乗じた額）をいう。

別表

事業の分類	業種	業種ごとの基準	業種ごとの基準において業種ごとに定める半径
①物品を供給する事業	衣服卸売業	事業を行わない場合において、事業から物品の供給を受け生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の供給を確保することが著しく困難である場合	
	身の回り品卸売業	事業を行わない場合において、事業から物品の	

	農畜産物・水産物卸売業
供給を受け生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の供給を確保することが著しく困難である場合	事業を行わない場合において、事業から物品の供給を受け生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の供給を確保することが著しく困難である場合

食料・飲料卸売業（酒類卸売業を除く。）	事業を行わない場合において、事業から物品の供給を受け生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の供給を確保することが著しく困難である場合	
石油・鉱物卸売業（石油卸売業に限る。）	事業を行わない場合において、事業から物品の供給を受け生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の供給を確保することが著しく	

	その他の機械器具卸売業（医療用機械器具卸売業に限る。）	
困難である場合	事業を行わない場合において、事業から物品の供給を受け生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の供給を確保することが著しく困難である場合	医薬品・化粧品等卸売業
		事業を行わない場合において、事業から物品の供給を受け生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種

又は類似の物品の供給を確保することが著しく困難である場合	紙・紙製品卸売業 事業を行わない場合において、事業から物品の供給を受け生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の供給を確保することが著しく困難である場合	総合スーパーマーケット 物品の供給を行う地点を中心とする業種ごとに定める半径の円で囲まれる区域（以下「標準利用圏」という。）のうち、同種又は類似の物品
		八百メートル

		コンビニエンスストア
を供給する他の地点の標準利用圏（以下「競合標準利用圏」という。）に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合又は、食料品を販売する店舗を利用することが困難な高齢者が相当程度見込まれる市町村（特別区を含む。以下「食料品到達困難高齢者多数市町村」という。）の区域内で食料品を供給し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者	八百メートル

による事業の利用が相当程度見込まれる場合又は、食料品到達困難高齢者多数市町村の区域内で食料品を供給し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合		
物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合又は、食料品到達困難高齢者多数市町村の区域内で食料品を供給し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	ドラッグストア	八百メートル
物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競	ホームセンター	二キロメ

			合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	ートル
均一価格店		物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	二キロメートル
その他の各種商品小売業（百貨店を除く。）		物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	八百メートル
呉服・服地・寝具小売業		物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	二キロメートル

男子服小売業	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	二キロメートル
婦人・子供服小売業	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	二キロメートル
靴・履物小売業	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	二キロメートル
その他の織物・衣服・身の回り品小売業（下着類小売	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者	二キロメートル

業に限る。）		
による事業の利用が相当程度見込まれる場合	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合又は、食料品到達困難高齢者多数市町村の区域内で食料品を供給し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	八百メートル
	各種食料品小売業	
	野菜・果実小売業	
	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合又は、食料品到達困難高齢者多数市町村の区域内	八百メートル

		で食料品を供給し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合
	食肉小売業	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合又は、食料品到達困難高齢者多数市町村の区域内で食料品を供給し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合
	八百メートル	
	鮮魚小売業	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合又
	八百メートル	

は、食料品到達困難高齢者多数市町村の区域内で食料品を供給し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合			
物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	八百メートル	菓子・パン小売業	
物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	八百メートル	その他の飲食料品小売業（酒小売業を除く。）	
物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者	八百メートル	医薬品・化粧品小売業	

	燃料小売業（揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第二条第四項に規定する揮発油販売業に限る。）	
による事業の利用が相当程度見込まれる場合	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合又は、市町村（特別区を除く。）の区域内の給油所（揮発油等の品質の確保等に関する法律第二条第三項に規定する給油所をいう。以下この別表において同じ。）の数が三箇所以下の市町村（特別区を除く。）若しくは、最寄りの給油所から十五キロメートル以上離れた区域内に居住する者がいる市町村（特別区を除く。）の区域	二キロメートル

		燃料小売業（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二条第三項に規定する液化石油ガス販売事業に限る。）
内で物品を供給し、当該市町村の区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民に液化石油ガスを供給するために必要な次に掲げるいずれかの業務の提供の確保が著しく困難である場合 一　液化石油ガスを貯蔵し、及び移動する業務 二　液化石油ガスを移動する業務（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法	

		燃料小売業（液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第二条第一項第二十号に規定する液化石油ガススタンド
律第十一条に基づき液化石油ガスを貯蔵しないでその液化石油ガス販売事業を行う場合に限る。） 三　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十七条第一項に規定する保安業務（以下「保安業務」という。）	事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の役務の提供を確保することが著しく困難である場	

において液化石油ガスを販売する事業に限る。）	合	
書籍・文房具小売業（紙・文房具小売業に限る。）	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	二キロメートル
写真機・時計・眼鏡小売業（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）別表第一機械器具の項	物品の供給を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	八百メートル

		第七十一号に掲げる視力補正用眼鏡及び第七十二号に掲げる視力補正用レンズを供給する事業に限る。）
②物品を輸送する事業	鉄道業（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第三条に規定する運輸事業であって、貨物の運送に係るもの	次のいずれかに該当する場合 一　地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき 二　事業を行わない場合において、事業を利用	

に限る。）		運輸施設提供業（鉄道事業法第二条第四項に規定する第三種鉄道事業であって、貨物の運送に係るものに限る。）
して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき	事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難である場合	

一般貨物自動車運送業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業に限る。）	次のいずれかに該当する場合 一　地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき 二　事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく	

	特定貨物自動車運送業（貨物自動車運送事業法第二条第三項に規定する特定貨物自動車運送事業に限る。）
困難であるとき	次のいずれかに該当する場合 一　地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき 二　事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又

		貨物軽自動車運送業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業に限る。）
は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき	次のいずれかに該当する場合 一　地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき 二　事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合	

	沿海海運業（内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第二条第二項第一号に規定する内航運送を行う事業に限る。）
に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき	次のいずれかに該当する場合 一　地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき 二　事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活

		内陸水運業（内航海運業法第二条第二項第一号に規定する内航運送を行う事業であって、河川又は湖沼を運航するものに限る。）
維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき	次のいずれかに該当する場合 一　地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき 二　事業を行わない場合において、事業を利用	

	航空運輸業
して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき	次のいずれかに該当する場合 一　地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき

		③人を輸送する事業
		鉄道業（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業又は軌道法第三条に規定する運輸事業であって、旅客の運送に係るものに限る。）
二　事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の物品の輸送を確保することが著しく困難であるとき		路線の全部又は一部の区間において、他に路線を定めて定期に運行する公共交通機関がなく、又は他の定期に運行する公共交通機関によることが著しく不便な路線に係る事業であって、地域住民による当該区間の利用が相当程度見込ま

	運輸施設提供業（鉄道事業法第二条第四項に規定する第三種鉄道事業であって、旅客の運送に係るものに限る。）	一般乗合旅客自動車運送業（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イの一般乗合旅客
れる場合	路線の全部又は一部の区間において、他に路線を定めて定期に運行する公共交通機関がなく、又は他の定期に運行する公共交通機関によることが著しく不便な路線に係る事業であって、地域住民による当該区間の利用が相当程度見込まれる場合	一　路線定期運行（道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）第三条の三第一号に規定する路線定期運行をいう。以下同じ。）又は路線不定期運行（同条第二号に規

自動車運送事業に限る。）

定する路線不定期運行をいう。以下同じ。）を行う場合においては、鉄道（軌道を含む。以下同じ。）の駅及び停留場から千メートル以上かつ他の一般乗合旅客自動車運送業（路線定期運行又は路線不定期運行を行うものに限る。以下同じ。）の停留所及び乗降地点から五百メートル以上離れた地点に停留所又は乗降地点が存し、地域住民による当該停留所又は乗降地点の利用が相当程度見込まれる場合

二　道路運送法施行規則第三条の三第三号に掲

	一般乗用旅客自動車運送業（道路運送法第三条第一号ハの一般乗用旅客自動車運送事業に限る。）	
げる区域運行を行う場合においては、営業区域の全部又は一部に鉄道の駅及び停留場から千メートル以上かつ他の一般乗合旅客自動車運送事業の停留所及び乗降地点から五百メートル以上離れた区域を含み、当該区域内に居住する者の利用が相当程度見込まれる場合	役務の提供を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者の利用が相当程度見込まれる場合	鉄道の駅及び乗降場から千メートル以上かつ一
	二キロメートル	
	一般貸切旅客自動車運送業	

（道路運送法第三条第一号ロの一般貸切旅客自動車運送事業に限る。）		
般乗合旅客自動車運送業の停留所及び乗降地点から五百メートル以上離れた区域内に居住する者の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の役務の提供を確保することが著しく困難である場合	その他の道路旅客運送業（道路運送法第七十八条第	
地域における必要な旅客輸送について、一般旅客自動車運送事業者（道路運送法第三条第一号		

二号に規定する自家用有償旅客運送に限る。）	
	に規定する一般旅客自動車運送事業を経営する者をいう。）によることが困難な場合に行う運送であって、地域住民による当該運送の利用が相当程度見込まれる場合
沿海海運業（沿海旅客海運業であって、海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第二項に規定する船舶運航事業に限る。）	離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち、二以上の一般旅客定期航路事業者が事業を営む航路（海上運送法第二十八条第一号の共同経営に関する協定を締結し、同法第二十九条第一項の認可を受けた二以上の離島航路事業者のみが事業を営む航路を除く。）でなく、かつ、

	内陸水運業（海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業であって、港湾、河川又は湖沼を運航するものに限る。）
他に公共交通機関がない地点間又は他の公共交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路における事業であって、地域住民による当該航路の利用が相当程度見込まれる場合	離島航路整備法第二条第一項に規定する離島航路のうち、二以上の一般旅客定期航路事業者が事業を営む航路（海上運送法第二十八条第一号の共同経営に関する協定を締結し、同法第二十九条第一項の認可を受けた二以上の離島航路事業者のみが事業を営む航路を除く。）でなく、

	かつ、他に公共交通機関がない地点間又は他の公共交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路における事業であって、地域住民による当該航路の利用が相当程度見込まれる場合
航空運輸業	二以上の航空運送事業者が事業を経営する路線（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百十条第一号の共同経営に関する協定を締結し、同法第百十一条第一項の認可を受けた二以上の航空運送事業者のみが事業を営む航空路を除く。）でなく、かつ、他に公共交通機関がな

	④その他の役務を提供する事業	
い地点間又は他の公共交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する路線に係る事業であって、地域住民による当該路線の利用が相当程度見込まれる場合	その他の技術サービス業（保安業務を提供する事業に限る。）	洗濯業（リネンサプライ業を除く。）
地域住民による事業の利用が相当程度見込まれるものであって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民に液化石油ガスを供給するために必要な保安業務の提供の確保が著しく困難である場合		役務の提供を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者
		八百メートル

	による事業の利用が相当程度見込まれる場合		
洗濯業（リネンサプライ業に限る。）	事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の役務の提供を確保することが著しく困難である場合		
理容業	役務の提供を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	八百メートル	八百メー
美容業	役務の提供を行う地点の標準利用圏のうち、競		

			合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合
一般公衆浴場業	役務の提供を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	八百メートル	トル
その他の洗濯・理容・美容・浴場業（コインランドリー業に限る。）	役務の提供を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合	八百メートル	
家事サービス業	次に掲げる区域（以下「過疎地域」という。）内で役務を提供し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合		

一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち特定過疎地域（同法第四十二条の規定の適用を受ける区域のうち令和三年三月三十一日において旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第三十三条第一項の規定の適用を受けていた区域をいう。次号において同じ。）以外の区域

二　特定過疎地域のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第四十二条の規定

の適用を受けないものとしたならば同法第三条第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第四十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第四十一条第二項の規定の適用を受ける区域	過疎地域の区域内で役務を提供し、当該区域内に居住する者の利用が相当程度見込まれる場合	教育・保育の提供体制の確保に課題を抱える地域において行う事業であって、当該地域における教育・保育の提供体制の確保のための事業の必要性が認められる場合

幼保連携型認定こども園	教育・保育の提供体制の確保に課題を抱える地域において行う事業であって、当該地域における教育・保育の提供体制の確保のため事業の必要性が認められる場合
病院	次のいずれかに該当する区域内で役務を提供し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合 一　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域 二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派

		一般診療所
遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令（平成十八年厚生労働省令第七十号）により定める市町村の区域	次のいずれかに該当する区域内で役務を提供し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合 一　医療法第五条の二第一項に規定する医師の確保を特に図るべき区域 二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条	

第二項の市町村を定める省令により定める市町村の区域		
労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令により定める市町村の区域内で役務を提供し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合		
次のいずれかに該当する区域内で役務を提供し、当該区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれる場合 一　医療法第五条の二第一項に規定する医師の	歯科診療所	助産・看護業（助産所に限る。）

		助産・看護業（看護業に限る。）
確保を特に図るべき区域 二　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令により定める市町村の区域	次のいずれかに該当する場合 一　訪問看護の提供体制の確保に課題を抱える地域において健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護を行う事業であって、当該地域における訪問看護の提供体制の確保のため事業の必	

要性が認められるとき。 二　介護サービスの提供体制の確保に課題を抱える地域において行う事業であって、当該地域における介護サービスの提供体制の確保のため事業の必要性が認められるとき。	教育・保育の提供体制の確保に課題を抱える地域において行う事業であって、当該地域における教育・保育の提供体制の確保のため事業の必要性が認められる場合	児童福祉事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第二十三項に規定する乳児等通園支援事業、同法第二十四条第二項に規定する家庭的保

育事業等、同法第三十九条に規定する保育所を運営する事業及び同法第五十九条の二第一項に規定する施設における同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を行う事業並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成

十八年法律第七十七号）第二条第五項に規定する保育所等であって、同法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされた施設を運営する事業に限る。）		
児童福祉事業（障害児福祉に係る事業に限る。）	障害福祉サービスの提供体制の確保に課題を抱える地域において行う事業であって、当該地域における障害福祉サービスの提供体制の確保の	

	児童福祉事業（この表の他の項に掲げるもの並びに児童相談所並びに障害児福祉及び助産に係る事業を除く。）	職業・教育支援施設（児童福祉法第四十四条に掲げる児童自立支援施設を運営する事業に限る。）	老人福祉・介護事業
ため事業の必要性が認められる場合	地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、地域住民が同種又は類似の支援を受けることが著しく困難である場合	地域住民による施設の利用が相当程度見込まれるものであって、当該施設が存在しない場合において、地域住民が同種又は類似の支援を受けることが著しく困難である場合	介護サービスの提供体制の確保に課題を抱える

	障害者福祉事業	一般廃棄物処理業（事業活動に伴って生じた一般廃棄物であって、生活維持物品役務を供給する事業（生活
地域において行う事業であって、当該地域における介護サービスの提供体制の確保のため事業の必要性が認められる場合	障害福祉サービスの提供体制の確保に課題を抱える地域において行う事業であって、当該地域における障害福祉サービスの提供体制の確保のため事業の必要性が認められる場合	市町村（特別区を含む。）から委託を受け、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第七条第一項又は第六項に基づき市町村長（特別区の区長を含

維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）以外から排出される一般廃棄物のみを処理する事業及び一般廃棄物の埋立処分を行う事業を除く。） 産業廃棄物処理業	む。）の許可を受けて事業を行うものであって、当該事業を継続的に行っており、又は継続的に行うことが見込まれる場合	事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の役

		自動車整備業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十七条に規定する自動車特定整備事業に限る。）
務の提供を確保することが著しく困難である場合	次のいずれかに該当する場合 一　役務の提供を行う地点の標準利用圏のうち、競合標準利用圏に含まれない区域内に居住する者による事業の利用が相当程度見込まれるとき 二　地域住民の利用が相当程度見込まれる事業であって、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する地域住民が同種又は類似の役務の提供を確保することが著しく困	二キロメートル

		建物等維持管理業（ビルメンテナンス業に限る。）
難であるとき 三　事業を行わない場合において、事業を利用して生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）を行う事業者が同種又は類似の役務の提供を確保することが著しく困難であるとき		人の居住又は生活維持物品役務を供給する事業（生活維持物品役務需要減等事業適応が必要な場合に行うものに限る。）の用に供する建築物の維持管理を行う事業であって、地域住民によ

る当該建築物の利用が相当程度見込まれ、当該事業を行わない場合において、当該事業を利用する事業を行う事業者又は地域住民が同種又は類似の役務の提供を確保することが著しく困難である場合	この表の他の項に掲げる業種のいずれにも該当しない生活維持物品役務を供給する事業	
行政庁が当該事業の特性を勘案して、事業者が生活維持物品役務需要減等事業適応を実施することが必要であると認める場合		